

上高地地域のツキノワグマ対策実践マニュアル

令和4年4月

環境省上高地管理官事務所

目次

1 用語の定義.....	1
2 マニュアルの目的と方針.....	2
2.1 目的.....	2
2.2 目標と共存方針.....	3
3 体制の整備.....	4
4 目標を達成するための取組.....	5
4.1 誘引物管理.....	5
4.2 普及啓発及び目撃情報の発信.....	7
4.3 環境整備.....	9
4.4 モニタリング.....	10
5 ゾーニング定義.....	11
6 ツキノワグマが目撃された場合の対応.....	13
6.1 レベル判断と情報発信.....	13
6.2 リスクレベル1～2の対応フロー.....	15
6.3 リスクレベル3～4の対応フロー.....	17
6.4 リスクレベル5の対応フロー.....	18
6.5 人身事故が発生した場合（リスクレベル5の特例）.....	20

【資料編】

- 普及啓発資料
- 誘引物管理チェックリスト
- クマ目撃情報記入用紙
- クマ目撃情報ポスター
- 概要版マニュアル

1 用語の定義

本マニュアルで使用する主な用語の定義を次に示す。

上高地：槍・穂高連峰や常念山脈を含む、中部山岳国立公園上高地管理計画区のこと。

上高地地域：上高地のうち、大正池～横尾までの盆地状の平坦地のこと。

環境省：特に断らない限り、環境省上高地管理官事務所のこと。

環境省担当官：環境省上高地管理官事務所の国立公園管理官のこと。

管理事業者：発注者である環境省からツキノワグマに関わる業務を受託した事業者のこと。

現場従事者：環境省または管理事業者等の職員で、野外などでツキノワグマに関わる業務に現場従事する者のこと。

上高地事業者：上高地内の施設で事業を営んでいる者のこと。なお、上高地事業者のうち、特に上高地地域の施設で事業を営んでいる者を指示する場合は、**上高地事業者（上高地地域）**という。

公園利用者：上高地を訪れる利用者のこと。

餌付き個体：人由来の食べ物（食料やゴミ、グリストラップの油等）を一度でも摂取したツキノワグマのこと。

ゾーニング：上高地を人の利用形態等に基づいて、土地区分すること。これにより、区分ごとの人とツキノワグマのすみわけの具体的方策を定める。

2 マニュアルの目的と方針

2.1 目的

北アルプス上高地は、国立公園や特別名勝・特別天然記念物に指定されており、わが国を代表する山岳景勝地であり多くの利用者が訪れるとともに、ツキノワグマの生息地の核心部でもある。このように、人とツキノワグマが利用地域を重複させていることから、ツキノワグマの生息地を保護しながら人的被害を未然に防止し、両者の適切な共存を図ることが求められる。

これまで上高地地域では、地域関係者を主な対象とした『上高地地域のツキノワグマ対策実践マニュアル（平成24年作成、令和3年改定）』に基づき、地域における普及啓発や対策が実施されてきた。しかし近年では、地域でのツキノワグマの目撃件数（図2-1）の増加や人を恐れない個体の出没などにより新たな対策の検討がなされており、マニュアルの見直しの必要性が高まった。

本マニュアルは、新たに検討された対策を盛り込んだほか、共通認識やそれぞれの努力について具体的に明文化し、地域の対策を全体に標準化することを目指して、それぞれが実施すべき対策等について明瞭に理解できるよう視認性の向上を図った。なお、このマニュアルの運用においては関係者による点検を頻繁に行い、必要に応じて改定されることを想定する。

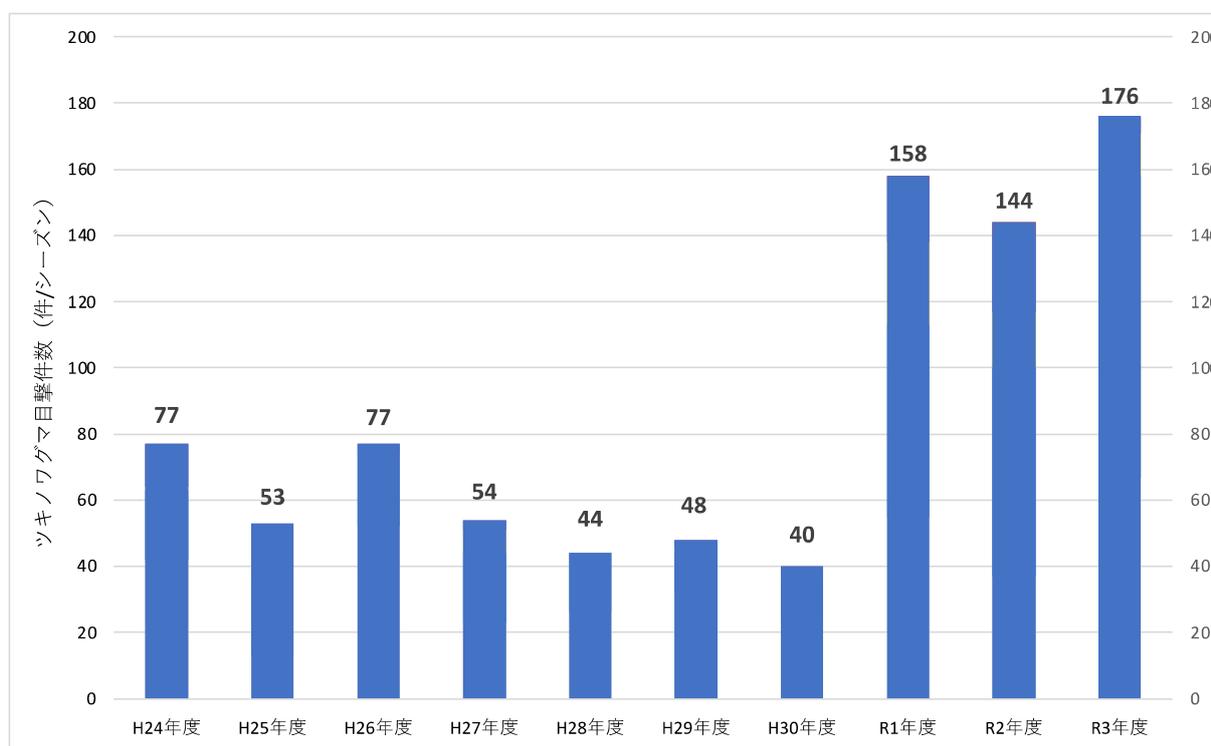


図2-1 上高地地域におけるツキノワグマ目撃件数の推移

2.2 目標と共存方針

(1) 目標

上高地においてツキノワグマとの適切な共存を図るため、公園利用者の理解や協力を得ながら、目標を以下のように設定する。

目標

ツキノワグマの生息環境を維持しながら、人的被害を未然に防止する。

(2) 共存方針

以上の目標を達成するためには、上高地に関係する者のツキノワグマに対する理解や対策への協力が不可欠である。従って、次の共存方針に基づき、環境省、管理事業者及び上高地事業者それぞれが目標達成のために対策の実施に努めるものとする。

- ・ 上高地はツキノワグマの生息地の核心部であり、ツキノワグマと人の利用エリアが重複していることによって潜在的な人的被害リスクがあることを認識する。
- ・ 人的被害リスクやその要因の理解を深め、ツキノワグマの生息環境を適切に保全しつつ、リスクを許容できるレベルに留められるよう努める。
- ・ 利用者に対してこれらを積極的に普及啓発するとともに、自らがそのリスクを増大させ、人的被害に至らないよう努める（餌付け個体発生の防止など）。

3 体制の整備

上高地のツキノワグマに関わる業務を実施する環境省は、業務に必要な予算の確保に努めるとともに、必要な体制を整備する。その際、その業務を発注する環境省と、その業務を受注した管理事業者は以下について事前に協議を行い、それぞれの役割と責任について相互に確認する。

a. 環境省

環境省は、上高地におけるツキノワグマに関する既往報告や専門家等の意見に基づき、上高地のツキノワグマの状況及び最新の知見を常に把握した上で、本マニュアルの共存方針に則した業務を行う。なお、業務の一部については、管理事業者や専門家に業務発注することがあるものとする。業務実施にあたっては、専門家等と積極的にコミュニケーションを図りながら、対策の具体的方針について主体的に決定し、受注者等に明確に指示する。シーズン終了後には、受注者等の業務に関する報告に基づいて、翌年に向けての業務内容や本マニュアルの改定の必要性の検討を行う。

b. 管理事業者（受注者）

管理事業者は、組織全体（現場従事者以外の者も含む）で業務内容を周知してその把握を行うとともに、実務において必要な知見及び技術を共有し、その向上に継続的に取り組む。実際の業務実施にあたっては、現場従事者及び公園利用者の安全の確保を第一としながら、環境省との積極的なコミュニケーションを行う。シーズン終了後には、環境省に対し、発注内容に基づくツキノワグマの動向に関する報告等を行うほか、本マニュアルの点検や改定に関する検討に参加する。

c. 上高地事業者

上高地事業者は、環境省及び管理事業者と協働しながら、後述する取組を実施する。

d. その他事項

環境省、管理事業者及び上高地事業者は、日頃から本マニュアルの内容を把握し、体制における責任の所在、各自の役割や取組内容などを事前に確認して理解するように努める。また、環境省及び管理事業者は、現場従事者が業務遂行上、ツキノワグマによって生命または身体に損害を受けた場合の万が一の補償について備える。

4 目標を達成するための取組

2章の目標を達成するためには、上高地に関係する全ての人を対象として、さまざまな取組を多面的に展開する必要がある。この章では、主に環境省、管理事業者及び上高地事業者が努めべきそれぞれの取組について具体的に記述する。

4.1 誘引物管理

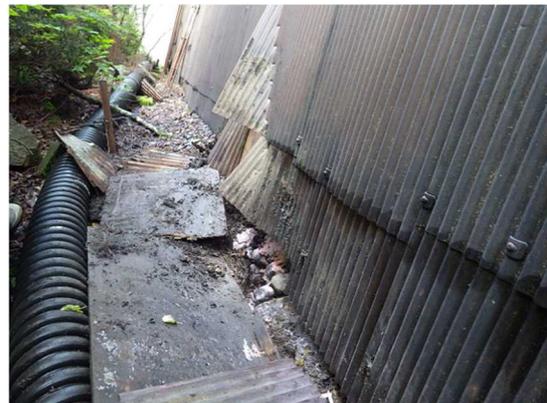
ツキノワグマにとって、人の食料やゴミ、グリストラップの油等（以下、誘引物という）は魅力的な食べ物であり、このような誘引物を一度でも摂取した餌付き個体（※）は、誘引物へ急速に執着するようになり、食べ物を得るために人工物を破壊することがある（写真）。このように、餌付き個体の発生は人的被害につながる大きなリスクを持つことから、対策のうえでは餌付き個体の発生を0に抑えることが基本である。したがって、各自が責任を持って誘引物の管理を行うことは、最も重要な対策である。

※実務上「餌付き個体」の定義は難しいため、その場所や人工物への執着などクマの行動変容が発生しているか注視する必要があるが、人的被害を防止するため安全を重視した柔軟なリスク管理が重要である。



夜間にゴミ箱に興味を示す餌付き個体

（日本アルプス観光（株）提供）



餌付き個体によって破壊された食料庫

(1) 誘引物管理の徹底と管理状況の把握

上高地事業者は、それぞれの施設または野営場敷地内での誘引物の管理を徹底する。

環境省は、上高地事業者の管理状況を把握するため、管理事業者と協働し、施設管理者用クマ対策チェックリスト（後述する参考資料）を用いて現場にてその把握を行う。もし、管理上問題が見られた場合は、その上高地事業者に対し改善の検討を指示する。

(2) 野営場における対策と注意喚起

野営場を運営する上高地事業者は、必要に応じてフードコンテナ（クマ対策用携帯食糧保管容器）の貸し出しや、フードロッカー（クマ対策食料保管庫）の整備、食料預かり等の対策サービスの実施を検討する。

野営場の運営者は、野営場を利用する公園利用者に対して受付時に普及啓発資料を利用者に案内し、残飯やゴミの適切な処理を行うよう要請する。

4.2 普及啓発及び目撃情報の発信

環境省、管理事業者及び上高地事業者は互いに協力しながら、公園利用者に対して、（目撃の有無に関わらず）ツキノワグマの存在の周知とそれを前提とした適正な公園利用方法について積極的に情報の発信を行う。

(1) 地域講習会・報告会の実施や参加

共通認識を広く普及させるためには、その活動の中心となる環境省、管理事業者及び上高地事業者のツキノワグマに対する理解が必要であることから、環境省と上高地事業者は協働して、毎年シーズン始めに上高地事業者向けのツキノワグマに関する地域講習会を開催する。なお、この講習会には事業施設の責任者だけでなく、事業の現場で従事する様々なスタッフも参加するよう最大限努めることが望ましい。ただし、全てのスタッフの出席は難しいことから、各事業施設の責任者は、それぞれの施設のスタッフに講習会の内容の理解が進むよう努める。地域講習会では、ツキノワグマの基本的な生態のほか、被害発生リスクとその原因などについての講習を行い、参加者の間で共存方針等理解の醸成を図る。

シーズンの終了時には、環境省、管理事業者及び上高地事業者は協働して、上高地におけるツキノワグマ対策に関する報告会を開催する。報告会においては、そのシーズンにおけるツキノワグマの目撃状況や対策の成果について共有し、次シーズンに向けた共通認識等の醸成及び継続を図る。また、必要に応じて意見交換を行い、地域としてのツキノワグマに対する認識についての確認を行い、マニュアルの点検や改定検討を行う。

上高地事業者及びそのスタッフは、シーズン始めの講習会や報告会に限らず、上高地ビジターセンターにおけるクマレクチャーに積極的に参加するように努める。



専門家によるツキノワグマ対策講習会（令和3年度）

(2) 普及啓発

環境省、管理事業者及び上高地事業者は、次の内容を、普及啓発資料（7章）や口頭によって公園利用者へ積極的に普及啓発する。

- a. ツキノワグマの基本的な生態
- b. ツキノワグマの生息地に立ち入ることを前提とした利用の仕方（クマ鈴の奨励）
- c. 各自でゴミの持ち帰りや食料の管理などの徹底をすること
- d. ツキノワグマを含む野生動物に餌やりをしないこと
- e. ツキノワグマに遭遇した場合に避けるべきこと
（接近しての観察や写真撮影、大声で叫ぶ、追い払う、走って逃げるなど）

環境省は、上記の普及啓発資料等の改定を必要に応じて実施する。なお、普及啓発資料は外国人にも理解できるように、日本語だけではなく英語や中国語などの外国語で併記するよう努める。

(3) 目撃情報の収集及び発信

管理事業者は、状況に応じて上高地地域内に設置されたクマ目撃情報ポスター（第7章）に内容を記入し、散策等を行う公園利用者が最新の目撃情報を認知できるようにする（第6章も参照）。クマ目撃情報ポスターの周辺エリアで新たなツキノワグマの目撃が見られない場合は、最後の目撃から二週間程度を目安としてその情報の削除を行う。同様に、目撃情報はデジタルサイネージや上高地ビジターセンター公式ホームページを通じて発信し、誰もがいつでも参照できるようにする（第6章も参照）。なお、このホームページ等での目撃情報周知については、公園利用者の積極的な活用を促すため、普及啓発掲示物等にQRコードまたはURL等を掲載して利用案内することや、利用案内パンフレットを別途作成し、上高地地域の各地で配布することが望ましい。また、これら目撃情報の表示においても、外国人にも理解できるように英語や中国語などの外国語で併記することが望ましい。

上高地事業者は、自身のホームページやSNS等を用いて目撃情報の発信に積極的に協力する。

4.3 環境整備

人的被害の一つには、人とツキノワグマが互いに気づかずに至近距離で近づいた場合の偶発的な事故の発生がある。従って、クマ鈴等の着用を普及啓発することと合わせて、偶発的被害を予防するための利用環境の整備が必要となる場合があり、管理事業者及び上高地事業者は、環境省の検討に基づき、必要な取組を実施する。

(1) ササ等草刈り

ササ等が歩道の両側に茂っていて見通しが悪く、ツキノワグマとの偶発的な遭遇の可能性がある箇所に関しては草刈りを実施する。その際、花期や希少植物に十分に配慮し、利用者が多い時期や時間帯は動力による草刈りは極力行わない。草刈りの実施後は、公園利用者に対して草刈りの意義について積極的な啓発を行う。

(2) その他見通しの悪い箇所

断崖等により見通しが悪くなっている箇所などがある場合は、環境省は、見通しの悪い区間のそれぞれの端点に常設または移動式の警鐘を設置することを検討する。設置の際は、公園利用者に対して、見通しの悪い区間を通過する前に警鐘を鳴らすように掲示物等で案内する。



警鐘の設置例（尾瀬国立公園，令和3年）

4.4 モニタリング

環境省と管理事業者は、上高地周辺に生息するツキノワグマの状況の観察、記録（モニタリング）を継続して行ってその生態の把握に努め、対策に還元する。

上高地事業者は、これらの取組に可能な範囲で協力する。

(1) 個体識別

監視作業等において収集した情報などから、ツキノワグマの個体識別及びその記録を行う。個体識別では、目撃された個体の体格、斑紋（ツキノワ）、構成（単独、親子）、行動（人への反応、採食物）などに特に注目する。

(2) 誘引物付近へのセンサーカメラの設置

過去に餌付き個体を発生させた場所、または誘引物となりうるゴミ箱、食料庫の近くにセンサーカメラを設置し、餌付き個体の把握を行う。餌付き個体を発見した場合は、ツキノワグマが目撃された場合の対応（第6章）に基づいて対応する。

(3) サクラ類等の結実調査

上高地周辺のツキノワグマの秋期の主な採食物となるサクラ類（ウワミズザクラ等）の結実調査の実施を検討する。具体的な調査手法については、植物生態学の専門家等と連携して検討を行う。ビジターセンター職員やガイド従事者からの聞き取りも有効である。

(4) 学術研究機関との連携

大学、長野県環境保全研究所等の研究機関と連携しながら、科学的な知見のもと上高地のツキノワグマの生態把握に努める。（p.19「捕獲等」も参照。）

5 ゾーニング定義

上高地における人的被害を防止し、人とツキノワグマのすみ分けを図るため、上高地のゾーニング（上高地ビジョン 2014 に基づく）を人の利用形態等に基づいて表 5-1 及び図 5-1 のように定義する。表 5-1 について、表の上部ほど基本的に人の利用が多いエリアである。また登山エリア以外の各エリアにおける「施設または野営場敷地内」は利用拠点であることから、人の利用を優先するゾーンとする。目撃時の対応においては、このゾーニング定義やツキノワグマの行動をもとに実施する。

エリア名		具体例
散策エリア (上高地集団施設地区)	園路、林道	<ul style="list-style-type: none"> 田代橋～奥小梨平（梓川左岸） 穂高橋～林道ゲート（梓川右岸） ※山岳研究所、浄化センター、ヘリポートを施設として含む。
	施設または野営場敷地内	
自然探勝エリア	探勝歩道、林道、県道	<ul style="list-style-type: none"> 大正池トイレ～田代橋 奥小梨平～徳本峠分岐（梓川左岸） 林道ゲート～明神橋（梓川右岸）
	施設敷地内	
トレッキングエリア	歩道	<ul style="list-style-type: none"> 徳本峠分岐～徳沢～横尾まで
	施設または野営場敷地内	
登山エリア		<ul style="list-style-type: none"> 上記を除いた上高地の山岳地帯

表 5-1 上高地のゾーニング定義

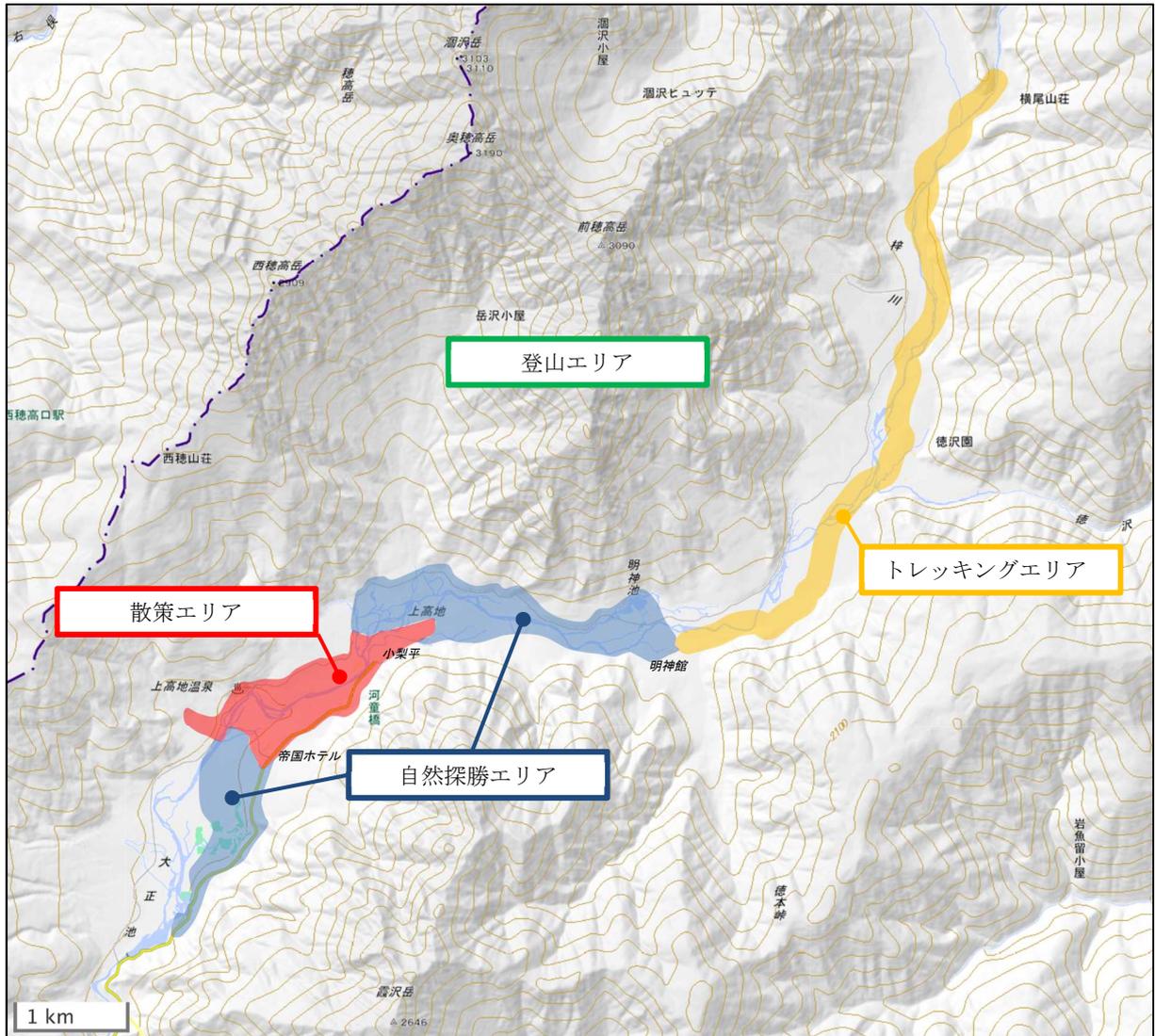


図 5-1. 上高地のゾーニングマップ

6 ツキノワグマが目撃された場合の対応

この章では、上高地地域内でツキノワグマが目撃された、またはツキノワグマによる被害等が発生した場合の実際の対応フローについて具体的に述べる。なお、上高地内のうち登山エリアは対象としない。

6.1 レベル判断と情報発信

上高地インフォメーションセンターは、公園利用者及び上高地事業者（上高地地域）などからツキノワグマの目撃情報を収集する。収集する情報項目は、クマ目撃情報記入用紙（後述する参考資料）を基本とする。

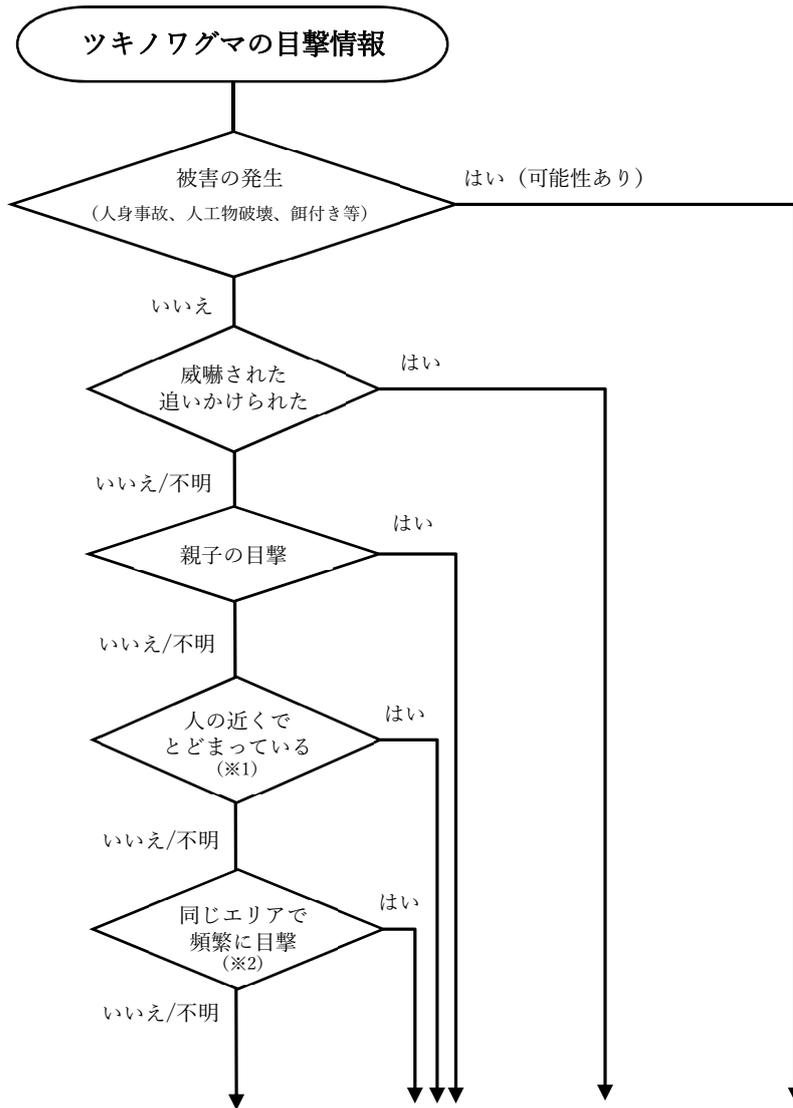
もし上高地地域内でツキノワグマの目撃情報が寄せられた場合、上高地インフォメーションセンターは、ツキノワグマの目撃された場所、日時、個体の簡単な特徴（成獣、親子、餌付きなど）及びリスクレベルを上高地ビジターセンター公式ホームページ、メール等を通じて速やかに公園利用者、上高地事業者等に周知する。なおリスクレベルとは、次の表に示されるような目撃における危険度を示す段階基準のことである。

表 6-1 リスクレベル一覧

リスクレベル	内容
5	すでにツキノワグマによる何らかの被害が発生したレベル
4	ツキノワグマによる被害発生の可能性が高いレベル
3	ツキノワグマの行動を今後十分注視する必要があるレベル
2	ツキノワグマの監視や人の行動規制が必要とされるレベル
1	ツキノワグマが目撃されたが、特に問題が生じていないレベル

目撃情報は迅速な周知が求められることから、リスクレベルは上高地インフォメーションセンターが一次的な判定を行う。その場合のリスクレベルは、得られた目撃情報や目撃者の具体的な報告などから、次ページのリスクレベル判断フローチャート（図 6-1）を用いて総合的に判断される。

リスクレベル 2～5 と判定された場合、現場での状況把握が必要になる段階であるため、原則として現場従事者が巡視を行う。巡視では現場の状況把握及び公園利用者への注意喚起に努めるとともに、目撃された場所周辺のクマ目撃情報ポスター（後述する参考資料）に新しい情報を記載するなどして、公園利用者に対して注意喚起を行う。



散策	歩道、県道、林道	2	3	4	5
	施設または野営場敷地内	2	3	4	5
自然探勝	探勝道、林道	1	2	4	5
	施設敷地内	2	3	4	5
トレッキング	歩道	1	2	4	5
	施設または野営場敷地内	2	3	4	5

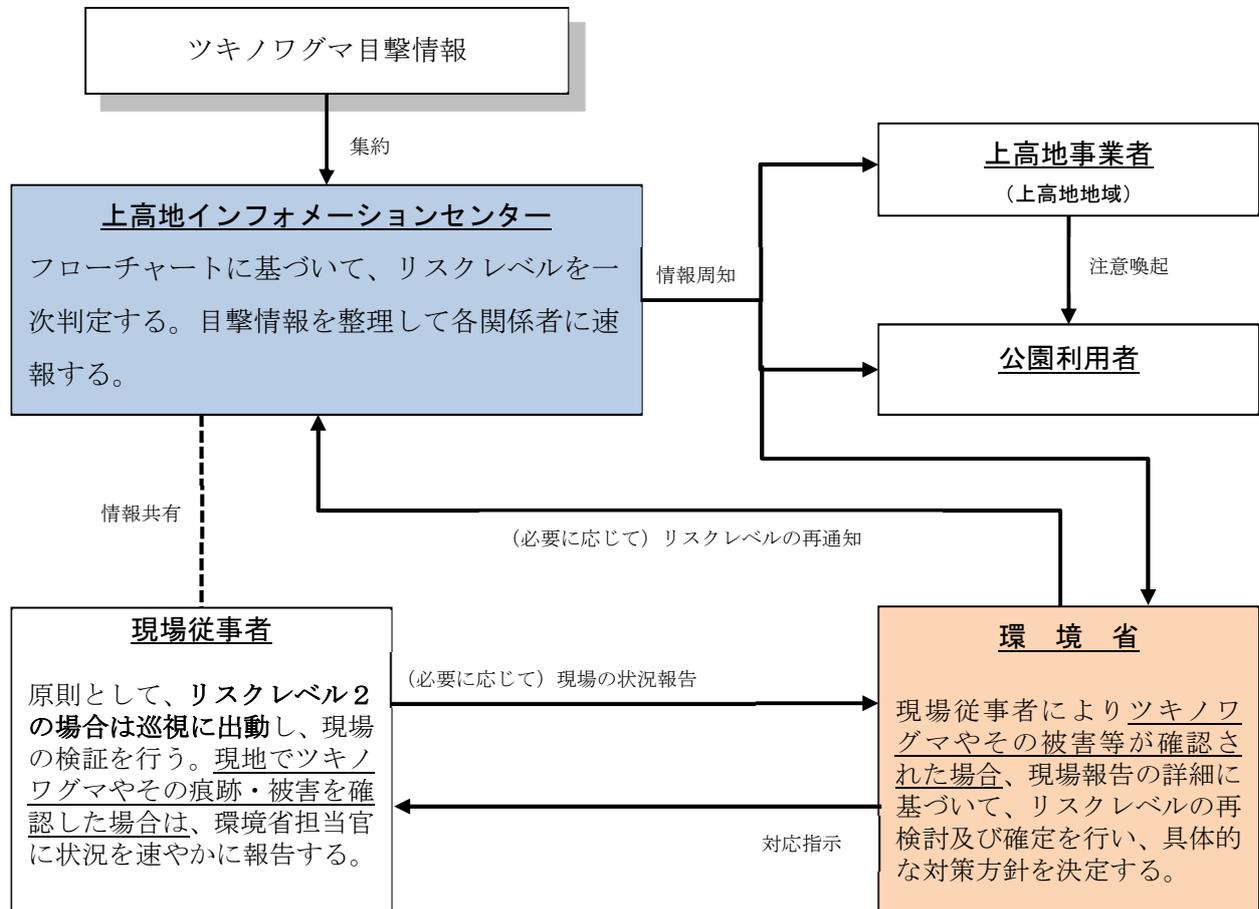
※1：（参考）クマ目撃情報用紙では、ツキノワグマとの距離が「30メートル以内」で「そのまま行動を続けた」「静止していた」「木に登った」「近づいてきた」などが該当する。

※2：（例）一定の時間内で多数の目撃情報があった場合、日をまたいだ連日の目撃情報があった場合など。

図 6-1 リスクレベル判断フローチャート

6.2 リスクレベル1～2の対応フロー

リスクレベルが1または2と判定された場合、各関係者は以下のフローに基づいて対応を行う。



リスクレベルが1の場合は、ツキノワグマの目撃があったもののその場所に滞留していないなど特に問題がないと思われるレベルである。リスクレベルが2と判定された場合は、ツキノワグマの監視や人の行動規制が必要とされるレベルであることから、原則として現場従事者による目撃現場付近の巡視を行う。

(1) 巡視

巡視を行う場合、現場従事者はクマ撃退スプレー、クマ鈴、業務無線機を必ず携行し、複数人で行うことが望ましい。巡視中は、周囲の状況に十分に注意しながらツキノワグマの生活痕跡（フン、足跡、採食痕など）の確認や目撃個体の発見に努める。同ジェリアで頻繁にツキノワグマの目撃がある場合は、餌付き個体である可能性もあるため、関係者への聞き取りやゴミ等への被害の有無を確認する。特に異常が見られなかった場合は巡視を終了する（リスクレベル2の確定）。しかし、もしその場でツキノワグマを確認し、直ちに危険な状況と判断されない場合は、次の作業要領に基づいてその個体の監視作業に移行する。

(2) 監視及び公園利用者の誘導

監視作業では、個体の監視を行うと同時に、利用者など人側の動きを規制することによって、人とツキノワグマとの距離を適切にコントロールする。監視作業は必ず複数名体制で行い、全員がクマ撃退スプレー、クマ鈴、業務無線機を必ず携行し、万が一に備えてヘルメットや盾などの防護資材を装備して従事することが望ましい。体制組織では、全体の監督者、ツキノワグマを監視する監視担当者、通行規制及び利用者の誘導等を行う規制担当者の役割分担を事前に明確にしておく。全体の監督者の指示を中心に業務無線等で迅速なコミュニケーションを行い、従事者全員が個体の位置や様子を共有しながら、周囲の状況に応じた通行規制や対応人員の増員等の対応を行う。

監視担当者は、ツキノワグマに不必要に接近せず一定の距離を保ち、大声等で刺激したりしないようにしながら、個体識別のため主に次の項目を確認する。

- a. 目撃個体との大まかな距離感（例：園路からかなり近い、遠い、約〇mなど）
- b. 目撃個体の体のサイズ（例：大型犬くらい、小型犬くらい、約〇cmなど）
- c. 目撃個体の行動（例：何かを食べている、移動しているなど）
- d. 目撃個体の挙動（例：威嚇する、警戒している、走るなど）

（※可能であれば目撃個体の特徴を写真等で記録する。）

以上の情報は、業務用無線で従事者全員に共有するとともに、環境省担当官へ報告する。（環境省担当官と連絡が取れない場合、環境省アクティブ・レンジャーまたは環境省生態系保全等専門員に報告する。）

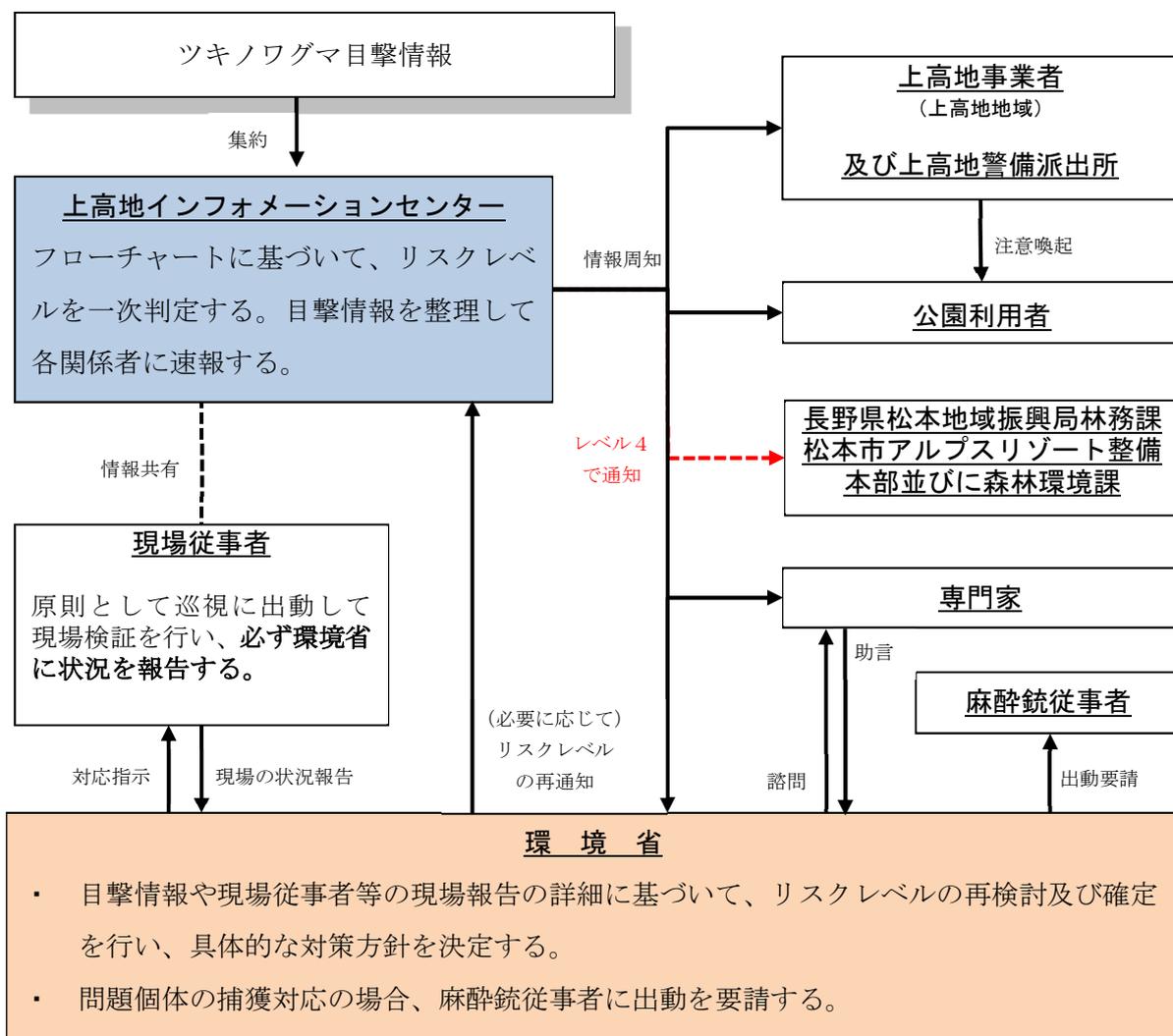
規制担当者は、監視担当者からの情報や監督者の指示をもとに公園利用者の誘導案内や歩道の通行規制を行う。人とツキノワグマとの間で確保すべき距離は、現場の地理的状況やツキノワグマの個体性格によっても変容するものの、クマ目撃情報記入用紙（参考資料）に基づいて、少なくとも概ね30m以上の確保を参考値とする。ただし、目撃個体に威嚇、警戒、大きな移動などの行動が伴っている場合は、防護資材等で身を守りながら必要に応じて安全な距離を確保する。

環境省は、目撃情報や現場従事者等の報告をもとに、必要に応じてリスクレベルの再検討及び確定を行い、具体的方針を決定する。リスクレベルの変更が必要と判断された場合は、上高地インフォメーションセンターに新たなリスクレベルを通知して、目撃情報の再発信を行う。

監視作業は基本的に歩道等からツキノワグマが目撃されうるかぎり継続するが、その作業終了の最終的な判断は原則として環境省が行う。

6.3 リスクレベル3～4の対応フロー

リスクレベルが3または4と判定された場合、各関係者は以下に基づいて対応を行う。

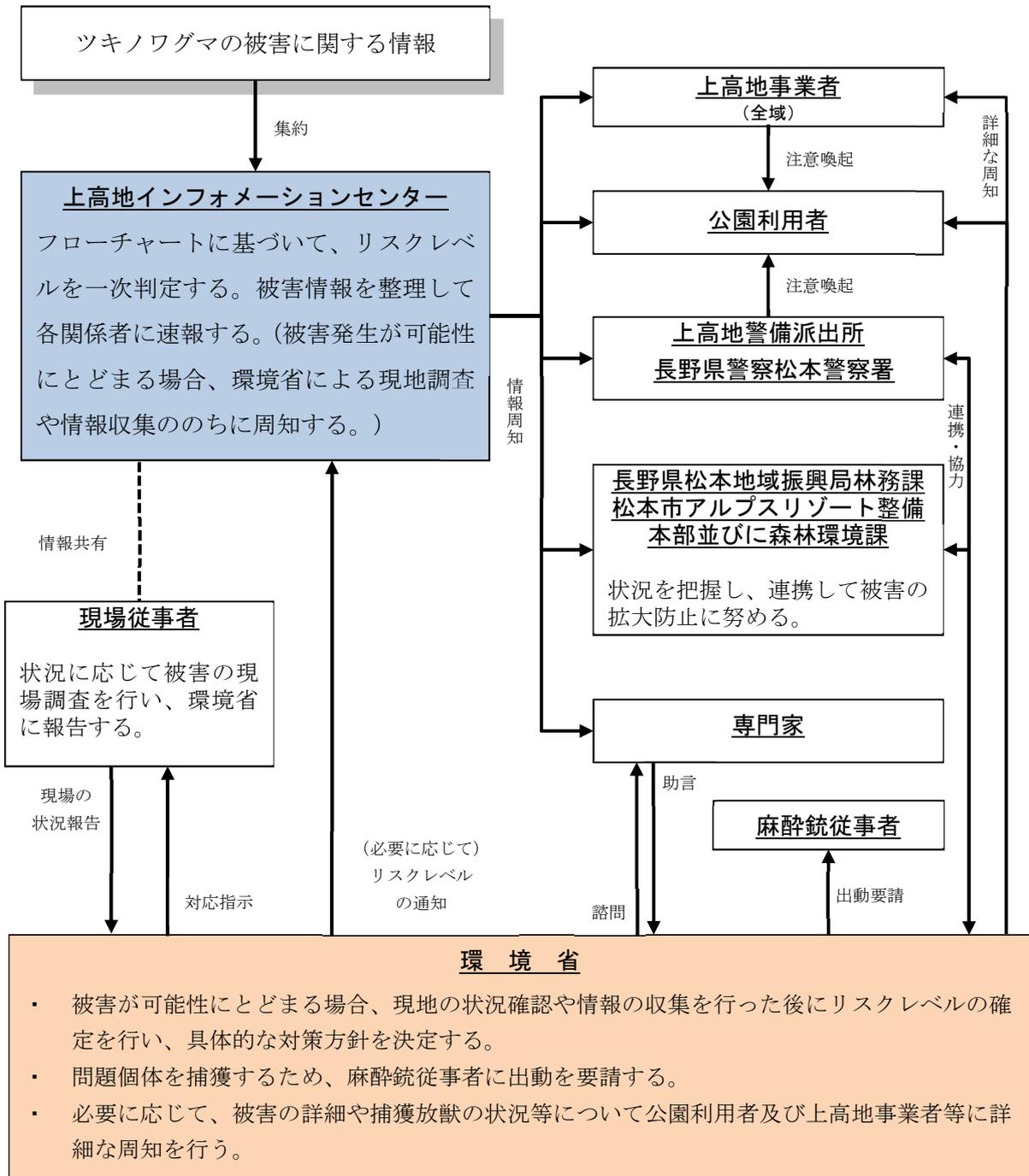


リスクレベル3は、巡視や監視 (p. 15, 16) を行ってツキノワグマの行動を十分注視するとともに、誘引物管理や偶発的の遭遇を予防するための施策 (p. 5-6, 9)、利用者の注意喚起の再徹底を行う必要があるレベルである。同時に、環境省はツキノワグマの個体識別のうえ、人に対する行動姿勢を把握しておき、特に散策エリアなど人の利用が多い場所での目撃が多発し、人間との距離が非常に近い個体が見られた場合などは、専門家と積極的にコミュニケーションを図りながら、必要に応じてリスクレベル4への移行を検討する。

リスクレベル4は、その後の被害の発生が想定されるレベルであることから、環境省は専門家と積極的にコミュニケーションを図りながら、被害を回避するための問題個体の捕獲 (p. 19) の検討を行う。

6.4 リスクレベル5の対応フロー

リスクレベルが5と判定された場合、各関係者は以下に基づいて対応を行う。



※夜間であっても情報共有を行うこと。

リスクレベル5は、ツキノワグマによる何らかの被害がすでに発生しているレベルである。環境省は、公園利用者等の安全の確保と問題個体の捕獲を最優先として、専門家等と積極的にコミュニケーションを行いながら被害の更なる拡大防止を図る。

(1) ツキノワグマの餌付きが発生した場合

ツキノワグマの餌付き被害に関する情報は、上高地インフォメーションセンターで全て集約し、リスクレベルの判定及び情報周知を行う。被害が可能性にとどまっている場合は、環境省が現地調査等を行ったのち、被害の発生が確認できた時点で周知を行う。

環境省、管理事業者及び上高地事業者は、すべての公園利用者に対し、餌付き個体の発生場所・日時、発生地区の対応について周知する。また原則として、被害が発生したエリア周辺の野営場施設は閉鎖し（以下、例）、周辺エリアにおける夜間の外出は禁止とする。餌付きの原因が対策され、問題個体が捕獲された後1週間ツキノワグマの目撃情報がなければ再開可能とする。

例)

河童橋周辺の施設で餌付きが発生した場合、小梨平野営場は閉鎖

徳沢周辺の施設で餌付きが発生した場合、徳沢野営場は閉鎖

横尾周辺の施設で餌付きが発生した場合、横尾野営場は閉鎖

(2) 人身事故が発生した場合

人身事故が発生した場合の対応は、リスクレベル5の特例事項として次ページ以降に記述する。

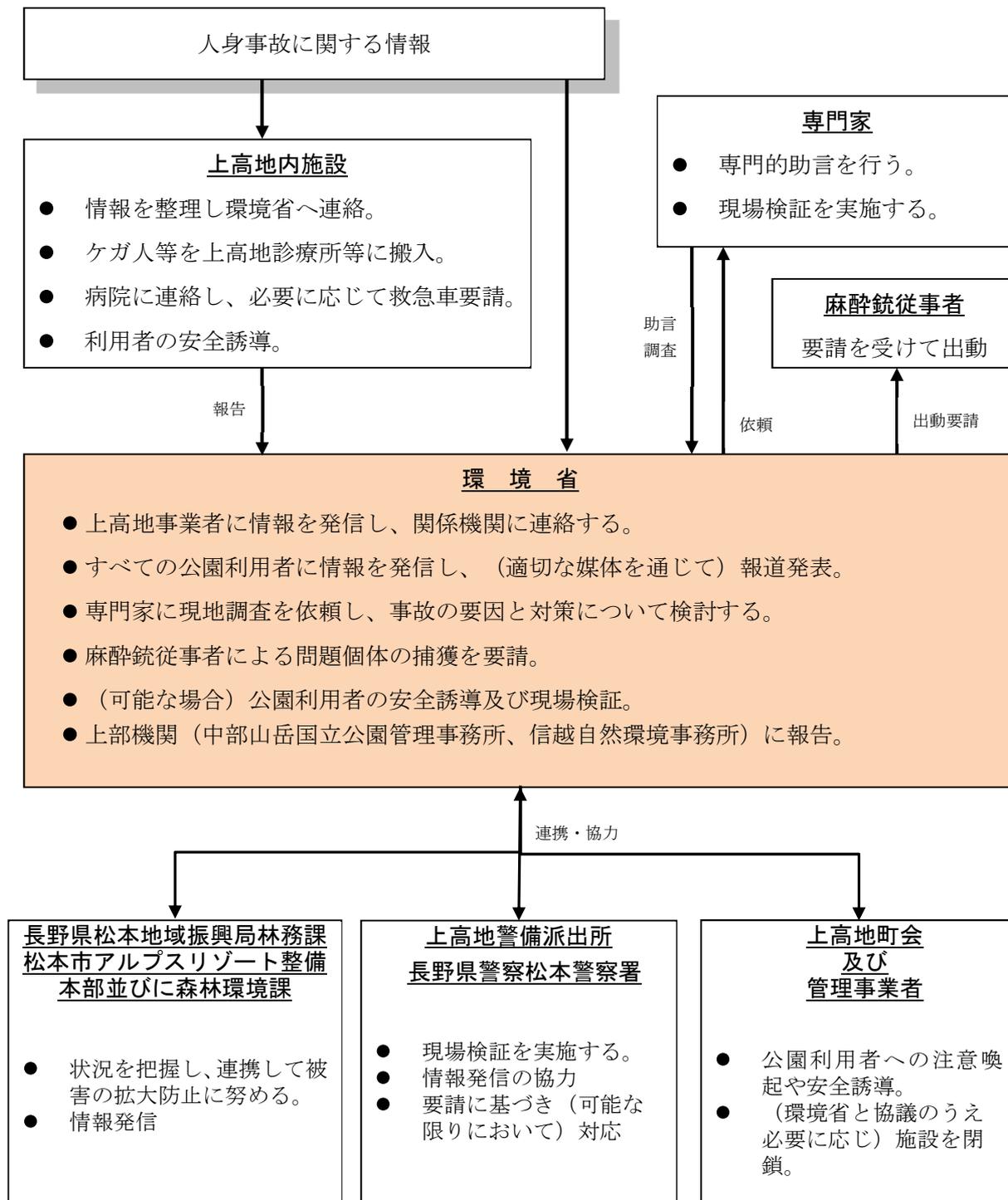
(3) 捕獲等

被害状況の報告や専門家の助言等をもとに問題個体の捕獲が必要と判断された場合、環境省は、麻酔銃従事者に出動を要請し、問題個体の捕獲を実施する。環境省は専門家の助言等をもとに、捕獲したツキノワグマのその後の対応を決定する。原則として、捕獲された個体は捕獲地点と異なった地点に運んだうえで放獣する。捕獲した個体の体重体長、性別、斑紋（ツキノワ）、捕獲日時、捕獲場所等を記録しておき、可能であれば体毛等のサンプル採取を行う。採取したサンプルは、捕獲個体に関する科学的分析のため、必要に応じて長野県環境保全研究所等の研究機関に提供する。

捕獲等作業の終了後、環境省は、必要に応じて問題個体の捕獲等の状況について上高地事業者（上高地地域）等への詳細な情報周知を行う。

6.5 人身事故が発生した場合（リスクレベル5の特例）

上高地地域で人身事故が発生した場合（またはその疑いがある場合）は、各関係者は以下に基づいて対応を行う。



※夜間であっても情報共有を行うこと。

環境省は人身事故に関する全ての情報を集約して状況を把握し、各主体と緊密に連携しながら次の(1)～(4)について迅速に対応する。

(1) 被害者の救助

被害者をすでに保護している場合、管理事業者または上高地事業者（上高地地域）は、環境省担当官の判断及び指示のもと、周囲の安全を確認しながら被害者を東京医科大学上高地診療所に搬入し、必要に応じて救急車の出動を要請する。また、救助要請等に基づいて林地などへ被害者の救助に向かう必要がある場合は、上高地事業者（上高地地域）は、加害個体を刺激してパニックにさせたり被害をさらに拡大させたりしないように十分に注意をする。

(2) 二次被害発生の防止

環境省は、二次被害の発生を防止するため以下の対応を行う。

- a. 公園利用者及び上高地事業者へ速やかに情報周知（上高地全域）
- b. 必要に応じて施設や歩道等（環境省所管地に限る）の一時立入禁止措置（関係者や車両等を含む）を実施
- c. 専門家へ助言を求め、具体的対応について検討
- d. 加害個体の捜索及び捕獲を実施

(3) 現場検証

身の安全が十分に確保できる状況において、環境省は、管理事業者や警察と連携協力しながら事故現場の検証を行う。現場検証においては少なくとも以下の項目の調査を行う。また、必要に応じて専門家等に協力を依頼し、より専門的な現場検証の実施を検討し、事故の要因と対策について詳しく検証する。

- a. 場所の情報（日時と場所、歩道や誘引物管理の状況等）
- b. 被害者の情報（被害人数、年齢、性別、けがの状況等）
- c. 事故発生時の状況（被害者の前後行動、行動人数、自己対策状況等）
加害個体の情報（頭数、事故時・事故前後の行動、大きさ等）

(4) その他

環境省担当官は、事故及び対応の状況を速やかに上部機関（中部山岳国立公園管理事務所、信越自然環境事務所）に報告し、必要に応じて適切な媒体で報道発表を行う。また、長野県、松本市、警察と連携し、情報発信及び被害拡大防止のための具体的施策の実施への協力を要請する。

■編集・発行（平成 24 年 3 月） 最終改訂（令和 4 年 4 月）

環境省上高地管理官事務所

住所：長野県松本市安曇上高地 4468

電話：0263-95-2032 fax：0263-95-2172